

(仮称) 下関市交流型子育て総合支援施設整備基本計画策定業務仕様書

1. 業務名

(仮称) 下関市交流型子育て総合支援施設整備基本計画策定業務

2. 業務目的

本業務は、老朽化が進行する幼稚園、保育所の統廃合とあわせて、子育て分野、保健・福祉分野の機能充実および連携強化を目的とし、子育て支援の拠点となる「(仮称) 下関市交流型子育て総合支援施設」の整備するための基本計画を策定することを目的とする。(詳細は別紙 2「業務の概要について」のとおり)

3. 履行機関

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

以下の事項について、先進事例の情報収集・提供を行い、発注者との十分な協議の上、内容を整理・検討し、業務を実施する。

(1) 基本構想(素案)のブラッシュアップ

基本構想(素案)を基に、構成を整え、精緻化することで、内容の完成度を高め、基本構想としてまとめる。なお、構成を整える際には、グラフや表、イラスト、写真、フローチャート、パース図等を用いて、視覚的に分かりやすく整理するものとする。

(2) 基本計画の策定

(1) で策定した基本構想を基に、以下のアからカまでの内容を加えて、基本計画を策定する。

ア 導入する機能及び規模の検討

導入機能(8 機能程度)の課題や実現可能性、コストメリットなどについて検討するとともに、導入機能の整備イメージを具体化し、規模の算出根拠を明確化する。

なお、導入機能の特性、要望事項等を考慮した上で、類似施設の事例等を参考にするなど検討し、面積の算定や配置計画をする。

イ 施設の配置等の検討

施設の整備に当たり、敷地の概要を整理し、施設の配置、間取り及び動線を検討する。なお、施設の配置、間取り及び動線の検討に当たっては、旧第一幼稚園跡地周辺の公共施設等の動線及び周辺道路の環境を踏まえ、都市計画法、建築基準法等に準拠し、検討する。

また、施設の配置、間取り及び動線を検討した後は、その計画案として3案程度を発注者に提示し、発注者は、各案を検討した上で最適となる案を選定する。

ウ イメージパースの作成

施設の配置、間取り及び動線の検討において選定された案に基づき、イメージパースを作成する。

イメージパースは鳥瞰図（日本産業規格A列3番目の規格の用紙で5枚程度）を作成する。

エ 概算事業費

複合施設の整備における概算事業費を検討する。概算事業費は、先進事例を参考に整理・算出する。事業費に係る財源については、原則、発注者で計算するが、この事業に対する国庫補助金等の有益な情報がある場合は提供する。

オ サウンディングの実施

本事業の市場性を確認するとともに、民間事業者のノウハウを活かした施設整備・運営につなげるため、民間事業者の参画意欲、事業スキーム等についての意向を把握することを目的に、サウンディング型市場調査の実施における民間事業者への周知やヒアリング等を実施する。

カ 事業手法及び運営方式の検討

本事業を実施する際に想定される事業手法（従来方式、DB方式、DO方式、PFI方式、定期借地権等）を抽出するとともに、各事業手法のメリット及びデメリット等を比較し、最適な事業手法を検討する。

5. 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と定期的に打合せを行い、事業方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録し、発注者の承諾を得ること。なお、業務の打合せの回数は3回以上とし、初回及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

6. 成果品

- (1) 実施報告書 (A4 板) 1 部
- (2) デジタル原稿・調査結果に関する電子データ (CD 等) 1 式
- (3) その他調査に利用した資料等 1 式

7. その他

(1) 再委託の禁止又は制限

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、以下のアからエの要件を満たし、予め委託者の承諾を得たときにはこの限りではない。

ア 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が、2分の1未満であること。

イ 本業務の主たる部分（基本計画策定業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等）を再委託していないこと。

ウ 再委託の受託者は、入札公告の5.入札条件（1）（2）（4）に該当せず、別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。

エ 本業務に関する最終的な責任は受託者にて負うこと。

(2) 疑義の発生

受託者は、業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者との協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

- (3) 別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」及び別紙4「特記仕様書(環境編簡易)」に記載されている事項を順守すること。